

予算特別委員会会議録（第2号）

○会 議 月 日 平成26年3月6日（木曜日）

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

○出 席 委 員（7名）

委 員 長	藤 田 修 一	君	
副 委 員 長	森 弘 美	君	
委 員	坂 本 豊	君	久 慈 省 悟 君
	青 木 倉 元	君	山 館 清 剛 君
	木 村 修	君	

○欠 席 委 員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一	君
教 育 長	吉 崎 博	君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳	君
総 務 課 長	坂 本 亮	君
税 務 課 長	越 田 茂 弘	君
住 民 課 長	山 谷 美 代 子	君
健 康 福 祉 課 長	佐 井 邦 彦	君
教 育 課 長	坂 本 勝 教	君
産 業 振 興 課 長	坂 本 勲	君
建 設 課 長	柿 崎 真 人	君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 川 誠 治	君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 芳 賀 作 君
議 会 事 務 局 次 長 佐 藤 一 仁 君

○会議に付した事件

1. 議案第13号 平成26年度蓬田村一般会計予算案
 2. 議案第14号 平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
 3. 議案第15号 平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
 4. 議案第16号 平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
 6. 議案第17号 平成26年度蓬田村介護保険特別会計予算案
 7. 議案第18号 平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
 8. 議案第19号 平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
-

○議事の経過概要

午前9時50分 開会

○藤田委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第13号平成26年度蓬田村一般会計予算案を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、25ページまでの歳入全般について質疑を行います。なお、質疑は簡潔にお願いいたします。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 次に、歳出に入ります。議会費、総務費で26ページから43ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 まず、29ページの給与システムのことでコンピューター関係のことでお伺いをいたします。

いろいろ給与システムとか選挙システム、住基、税務、起債システム、給与、それから民生費においても児童手当から国民年金、こうシステム、コンピューター関係の予算が並んでいるわけですが、かなり高いというふうなイメージがあるので、これについて

役場の中でできるものはないのかとか、市販のソフトではできないのかとか、そういう疑問があるわけです。トータルしてみますとね、この予算の関係だけでも約1,700万ほど、こういうソフトとハードに支払われているわけです。これは役場の人件費ですと3人分くらいの人件費と相当するような額なわけですよ。ですから、必要なので入れているという意味はわかるわけですが、私たちは素人でパソコンとか使って会計ソフトとか買っても10万もかからないわけですが、なぜこれほど、役場の職員が100人足らずの一般企業と比較してもそんなに大きくないところで、このような多額のシステム料金が毎年かかるのか疑問なわけですが、これについてちょっと答弁願えればと思います。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 平成19年から統一したメーカーさんでやっているのですけれども、5年過ぎましてまた更新して2年目、ことし2年目になるのですけれども、やっぱり統一したシステム、住基ももちろんそうですし、給与関係も、あるいは水道関係も、本当に水道関係はちょっと今別メーカーさん入っていますけれども、どうしてもやっぱり統一されてないとなかなか使いこなせないというふうなことがあるので、現在1社でやっていますけれども、当初19年度から導入する際については何社か吟味して入れた経緯がございますので、その辺これからますます需要性のあるシステムでございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 もちろん全くこういうシステムの中身というのはわからないままに、何か業者の人たちに言われるままにこういう高額のシステム料とかソフト料を毎年払わされているのではないかというふうな感じがしているわけです。給与システム見ましてもね、64万円とかハード・ソフトウェア保守委託料に31万とかあるわけですよ。一般の市販のソフトを入れても7万くらいで買えるわけですが、こういうものを使っては全然対応できないということなのでしょうね。これをわかりやすく、納得できるように答弁願えればと思います。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 給与ひとつとりましてもシステム上ですね、ほかの市販のソフトだと対応できないということになっています。もちろん給与だけそのものもそうですけれども、給与ソフトも会計システムと連動性がありますので、単純にソフトだけだということではなかなか無理が出てくるというようなことでありましてそういうこともありますので、

どうしてもご理解いただきたいと思います。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 以前はね、こういうコンピューター使う前は全部給与計算などでも職員が電卓とか手でやっていたわけですよ。それほど差があるものなのではないでしょうか。今ごろになってコンピューター使わないで仕事しろということはできないかも知れませんが、それほど差があるものなのではないでしょうか。（「一応ちょっと暫時休憩……」の声あり）

○藤田委員長 休憩いたします。

午前9時57分 休憩

午前9時59分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消します。

村長。

○久慈村長 この作業、私も実際は携わったことありまして、手でできないとか、あるいは現行のパソコンのソフトでできないということではありません。それはやろうと思えばできます。でも、それを使うとなると、例えば個人がつくったソフトというのはほかの人使えません。やっぱり統一したそういうシステム化されたものでないと効率が悪い、逆に言うと人件費かかる場合もあると、時間外を要する場合もあるというようなことからこの市町村でも、やはり例えば予算と連動したシステムだとか、例えば児童手当と連動しているとか、そういったような連動したトータルのシステムを組んで使っているというような現状です。それを、この予算の中を見ますと、私も最初不思議に思ったんですが、それを、何ていうのでしょうか、システムごとに単価を出してこういうふうに予算化しているというふうに考えていただければよいかと思います。中身については、一本で契約していますが、予算計上に当たっては分けているということですので、ご了解いただきたいと思います。

○藤田委員長 久慈委員。

○久慈委員 20ページお開きください。（発言者あり）ごめんごめん。

○藤田委員長 受けつけません。今26ページから43ページまでの議会費、総務費の項をやっています。

○久慈委員 どうも失礼しました。30ページお願いいたします。4款の11節一般消耗品費

の中……。

○藤田委員長 2款だよ。（「30ページですよ」の声あり）30ページ、2款です。2款の4目でしょう。（「あっごめん」の声あり）

○久慈委員 消耗品費の中で、これは一般消耗品の中には何が含まれているのか、ご説明をお願いいたします。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 384万4,000円の内訳でございますけれども、総務課については幅が広いので、ここで一番大きいものについてはウイルス対策費として18万9,000円載ってます。そのほかについては総務課ですが、いろいろ財産管理等で出てくる一般消耗品、事務用品からコピー用品からコピー用紙からそういう全般的なものが財産管理で携わっていますので、管理費が広いです。以上です。

○藤田委員長 久慈委員。

○久慈委員 定例会の前に私総務課長のところに行って前回質問しました消防の中の操法の大会におけるその選手が使用しているシューズ等に対して前回質問しました。そのときこの予算に入っているのかというのを伺いに行くと記憶あると思うんですけども、それはシューズ等が入っているのか、それをお伺いしたいと思うんですけども、もし今わからないようでしたら少し確認をして、入っているか入っていないか、それを確認していただきたいと思うんですけども。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 9款の消防費のほうで入れていきますので、よろしくをお願いします。

○藤田委員長 いいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質問ありませんか。

次に、民生費、衛生費、労働費で44ページから56ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。山館委員。

○山館委員 53ページの工事費負担金、蟹田地区のごみ焼却施設の解体工事ですけども、そのことについて、当時は旧平館村、蟹田町、蓬田村の3町村で立地した焼却施設でございますけれども、この負担金の割合、解体費の負担金の割合について説明求めます。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○佐井健康福祉課長 今は外ヶ浜町と蓬田村の2町村になったのですけれども、外ヶ浜町が4分の3、蓬田村が4分の1の割合になっています。以上です。

○藤田委員長 山館委員。

○山館委員 この4分の3と4分の1というのは当時の建設したときの負担金と同じように割合でやっているとか、また人口割で今新しく計算したのか、その辺伺いたいと思います。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○佐井健康福祉課長 旧3町村のときですね、蟹田町が2分の1、蓬田村が4分の1、平館が4分の1で、その割合がそのまま生きています。以上です。（「はい、わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

次に、農林水産業費、商工費で57ページから67ページまでの質疑を行います。坂本委員。

○坂本委員 59ページの猿捕獲用という予算が10万円計上されております。この猿の捕獲についてお聞きいたします。

村長は議員の当時、猿被害について何度か質問してようやく予算がつけられたという感じがします。それでお聞きしたいのは、鳥獣保護法との関係で猿を自由に捕まえてよいのかということと、捕まえた猿はどのようにするのか、捕まえるのには許可が必要なのか、こういう基本的なことについて答弁をお願いします。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 猿の捕獲については、一応免許が必要です。我が村にはちょっとその資格を持った方がおりませんので、外ヶ浜町の職員にお願いしております。ただ、捕獲して、ことしわなをかけたんですが、まだ遅くなってちょっとかからなかったんですが、一応テレメトリという発信機を取りつける作業をする予定です。これは春からになるんですが、一応そのような計画で今、外ヶ浜町と連動しながら実施していく予定です。以上です。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 それは蟹田の……。

○藤田委員長 質問中は、私語をやめてください。

○坂本委員 蟹田の職員を頼んだという答弁でしたけれども、まず猿を捕獲するには県とか国とかの許可が要るのかどうかという問題ですよ。ただ、免許の資格があれば誰でも自由にいつでもどこでも捕まえることができるのかということに疑問があるわけですが、

例えばの話ですけれども、鳩とかカラスとかでも、その辺飛んでいるのを自由に捕まえたり殺したりできるかというところではないわけですよ。そうでしょう。私が知っている限りでは自由に捕まえていいというのはハウスの中とか施設の中に、農業施設の中に入ってきたものとかはいいわけです。水田とか畑の場合でも柵とかで囲んでいるもの、この中に入ってきたものは捕まえることができるというふうになっているので、一般の何の囲いもない水田とか畑に入ってきた場合でも、それを自由に殺したり、免許があるからといって自由に捕まえたりするということは、私はできないというふうに解釈しているわけですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 自由ってそういうことはまずないです。とりあえず計画、猟友会とか計画書を役場のほうに提出してもらいまして、それで許可を一応捕獲する場合は何頭とか、むやみやたらにそういう猟銃とかはできませんので、ただわなの関係はやっぱりそういう資格なければならないので、一応それは現在外ヶ浜町にお願いしてる状況です。以上です。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 前にテレビでも報道されましたカルガモ、河原で何十羽もいるのを、ある農家の人が軽トラックで突っ込んで行って、それをひき殺してトラックの荷台に積み込んで食べるために持っていった、それが検挙されましたよね。

それから、もう一つは、これは町の話ですけれども、鳩が、野生の鳩が飛んでいるのを、洗濯物にふんを落とされて怒ったある男性が、わなでなくてパチンコあるでしょう、昔、パチンコ、それで打ち落とした人がいて、それを近所の婦人が見ていて警察に通報しました。その男性は逮捕されたわけです。何でかというところ鳥獣保護法違反ということで逮捕されました。

ですから、猿とか被害をかけているからといって一般の住民がむやみやたらに許可もなしに捕獲したり殺傷したりするということ、誤解を与えるといけないので、こういうのは住民の皆さんにも周知徹底しないと、逆に住民の方が被害に逢うとか、そういうことにもなりかねません。ですから、そういうのはきちっと、鳥獣保護法というものがあるので、そういうのを住民の皆さん被害に遭って気の毒な人もいるわけですが、そういうのもきちっと法的な問題も含めてやらないと変に警察に捕まったりするといけないので、そういうのを教育とかしていただけないかと思っておりますので、その辺答弁をお願いし

ます。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 先日、町村会の総会がありまして、その中で被害町村も結構あります。花火鳴らしたり追いやるという方法が有効かどうかというような話から始まりまして鳥獣保護法の話までした町村長がいます。その鳥獣保護法では、やっぱり坂本委員がおっしゃるとおり、かなりのものが保護されています。それをとるためには、やはり許可を必要とします。それは県のほうに何か申請を出すようでありまして、その捕獲する方法なわけですよ、問題は。例えばおりでとったり、あるいはパチンコの玉でとったり、そういうのがあるのですけれども、どうも余り個体数がふえ過ぎてしまって、要するに屠殺といえますか、屠殺といえ殺さないために、個体数がふえちゃって、どこの町村も困ってるという話がされました。東北農政局のほうにも捕獲の方法、あるいは個体数を減らす方法、これらについて、今後、町村会単位でお願いしていくというようなことがありました。

今、坂本委員がおっしゃるとおり、じゃ鳥獣保護法でどこまで保護されているのかということ、やっぱり住民の被害に遭っている方々も理解しないと、勝手に隠れて例えば網に、網で捕獲して殺してしまったか、あるいは食べてしまったとか、そういうことがあれば困るわけですよ。それは法律違反になりますので。西目屋からそちらのほうは鹿、いわゆるこっちで言うカモシカの被害がすごいのだそうです。それを屠殺、殺してやれないかということで西目屋の村長もかなり言うておりましたけれども、同じように鳥獣保護法の指定があって、それらについては国の関係もあるので、すぐにはできませんということでした。

猿についても、私どももちゃんと調べて個体数を減らすような対策ができるのかどうか、その辺を考えてまいりたいと。もちろんその辺を住民にもお知らせ、ちょっと広報活動がまだ弱いようですので、被害に遭った状況だとか、あるいはその場合どうするかということ、きちんとして広報して対策をしてまいりたいというふうに思っておりますので、以上でございます。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 ほかにありませんか。坂本委員。

○坂本委員 次に、64ページのホタテの残渣についてお聞きいたします。

ホタテの残渣の処理に153万円予算が計上されております。そこで、今村で計画をし

ている残渣処理の施設の建設についてと関連でお聞きしたいわけですが、この施設をつくるに当たって多額の建設費用等がかかるという試算も出ているわけです。北見市に議員が視察したときもシステムを、村長も一緒に行って見てきました。そこで法律的な関係からいえば、海の上で処理をすれば何ら一般廃棄物にはならないということで、これは確認しているわけですね。

それで私が提案したいのは、施設をつくるに当たっても、その前の段階でゴミを、残渣を減らすということでホタテを船に揚げる前、または船の洋上の上でかごを洗浄して、洗浄したものを陸に持ってきて選別するという方法をとれば何ら多額の費用も施設も負担が減るということです。それで1月の24日に蓬田漁協で3者の試作機、機械、洗浄の機械を展示して何かデモンストレーションをやったという話を、この前聞きました。エアー工業という企業名ですが、有限会社あるわけですが、その機械でも150万、あと沖館機械というところで、株式会社でしたか、それで160万、あとむつのほうで315万という機械等があって、それを船に乗せて洗うそうです。そうしますときれいになるので残渣が処理する必要もないとなったのですが、私はこの話を聞いて、なるほど陸に揚げてしまうとおいもするし、いろんな問題も多く出るわけですが、これについて、この機械の開発とかそういうものに力を入れてもらって、未然に残渣を少なくするという方法もあるということなので、多額の費用をかけた施設をつくるよりも、そっちのほうに力を入れてもいいのではないかというふうになったわけですが、これについては漁協の話とか当事者の方は聞いておるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 洋上での作業については、明後日の補正予算にも上げております。かご洗浄機を30台ほど国のヒアリングを受けまして、3月末に導入する予定です。一応国2分の1、漁協2分の1であさっての補正予算でまた詳しく、なるべくゴミを陸に上げないような方を進めているということで、このかご洗浄機を導入した経緯がありますので、委員の言うとおりで少しでも減らしたい、陸の上では余り出さないようなやり方でいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 もし、今、私が言った機械というのは試作機なので、まだまだ改良が必要なわけですね。ですからそれを、エアー工業の場合は圧力が小さいとかあるわけです。

あと、もう一つは出荷する前の段階でホタテを3月とか2月に洗浄するというところに

なると、もう一回海に返してやらないといけないとか、そういうこともあって漁師の皆さんにとっては二度手間になるわけで、これが果たして軌道に乗るのかという疑問もあるわけです。ですから、私は出荷するときには洗う機械というのが一番ベストなような気がしますし、今から完成品ということで予算計上しても、漁師の人がみなそれを購入したとしても、またさらに追加の新しい機械が出れば買わないといけないわけですよね。そういうことも含めると、果たしてこれで大丈夫かなという気もします。

あと、もう一つお聞きしたいのは、これが軌道に乗りますと、今施設をつくる計画がありますが、これにどのような影響があるのか答弁をお願いします。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 漁協のほうで、とりわけ25年度の4次補正に乗っかるということで、急遽機械を今回導入いたしました。これは議会のほうで湾内の方々がみな来まして、それぞれ漁協が違いますけれども、3社同様それぞれの機械で湾内には蓬田と青森市、平内ぐらいが今回の補正に乗りますか、それで残渣処理ということで非常にどこの町村も困惑しているようなので、なるべくなら量が少なくなるのであれば処理方法も少なくなるのではないかとということで今回のかご洗浄機を導入。

ただ、作業、二度手間とかなるわけですが、可能な限り少ない時期に洗い落としたほうが出荷のとき楽なのではないかとということで皆さんの意見がそういう方向に結びついたものですので、よろしく願いいたします。以上です。（「施設に関して」「私から答えます」の声あり）

○藤田委員長 村長、お願いします。

○久慈村長 このかご洗浄機の関係については、急遽というかすごく急に決まって、2月の10日前後からこの話が始まりまして、2月の27日に国のヒアリングがあると、それまでに間に合わせてこの試作機をつくるという話でした。じゃなぜこのかご洗浄機が必要なのかということで私も漁協の役員の皆さんとお話したら、2月の後半からですか、かごを洗浄して、また沈めてやるとすごく歩どまりのいい貝もできるし、残渣の少なくなると、じゃどのくらい少なくなるのかといたら、まあ3分の1ぐらいは減るだろうというような話でした。でも、みんながやるかどうかはこれわかりませんと、でも漁業、漁業世帯数が今45前後でしたか、1人に1台というのは無理だと、ですのでそれをよその人が待って、使っているのを待っているのはだめなので30基を目標につくりたいという説明を漁協の役員の方から聞きました。

その施設に関することではありますが、それじゃ常にそれができて残渣が減るのかということのお話になるかと思うのです。やっぱり施設をつくるに当たって、じゃその3分の1だから3分の1減らした施設規模でいきますかということになれば、それがマッカになってしまった時点で、また野積みが始まるということも考えられるわけです。その施設の中身については、企業名を言っていていいかどうかちょっと戸惑うんですが、常呂町の事業所を運営している会社は、やはり寄せるためのスペースがあったほうがいいと。ぎちぎちとつくと非常に作業がしにくくなるので、そこはスペースをもったほうがいい。ふえたり減ったりするので、その部分で調整するという考え方をしたほうがいいという助言をいただきました。であれば、現在の通常量の800トン・プラス・200トン、合わせて1,000トンで現在実施計画を立てるという方針であります。できるだけ少なくする、処理量を少なくしていただければ漁業者の負担も減るといふふうには考えております。以上です。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 今その機械の導入、それから機械の開発が進めて性能がよくなった場合には、ほとんど洋上で処理できるとなれば、これから計画してつくる施設というのは、極端な話、無駄になっちゃうわけですね。ですから、そういう今過渡期の大事な時期にあるとなれば、建設そのものについては、もう少し時間を置いて見直しをすとか、早急に建設を急ぐべきではないような気がするわけですが、この点についてはどのように村長、お考えでしょうか。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 そのかご洗浄機がどのくらいの効力を発揮するのか、それについてはまだ私どもにとっては全く予測つきません。予測つかない段階でもうことしの残渣、ホタテの出荷が始まるわけでありまして、昨年上げたものを、ともかく牧場から一旦撤去しなきゃいけないという問題もありますけれども、また牧場に置く、当面置くしかない、じゃそのかご洗浄機がそれほど効果があって全く発生しないのかと、施設が無駄になるのかといわれますと、これもまたちょっと未知数でありまして、ここでは発言できない部分だろうと思います。将来全く発生しないような方法があるのかどうかは、ここではちょっと予測できないのではないかと私は思います。例えばそれが半減したとしても、その施設は無駄にはならないというふうには考えていますが、以上です。

○藤田委員長 ほかに。久慈委員。

○久慈委員 同じ64ページの今のホタテ養殖残渣の補助金についてお伺いしますが、今村長が答弁したように実際事業が始まってどのくらいの残渣の規模が発生するのかというのは、来てみないとわからないわけですが、私が質問したいのは、今現在当村における中小企業の中で坂本養鶏株式会社という会社がございまして、鶏ふんを肥料化して製品化しているわけですね。そういう製品に成功している企業もございまして、ホタテの残渣というものを、やはり肥料化にまで向けた考えで進めるならば、そういう企業とタイアップして、今現在牧場にストックしている、ああいうホタテ残渣をどこかに移動しなければなりません。直ちにことしの春、春に移動しなければなりませんので、そういう企業とタイアップして少し方向を進めたいかという、このことに対して村長の答弁を求めます。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 坂本養鶏の発酵させ、発酵させて焼いて、それを粒状化して肥料化してのたそうです。それが事業化、例えばホタテの残渣を入れてどのくらい効果あるかということに対して、私のほうから実は2月の中旬ぐらいだったと思いますけれども、お話をしました。やってみたいということで坂本養鶏の社長のほうから回答はいただきました。

残渣、じゃどこにあるのか、2月・3月ではちょっとそれが手に入りません。残渣入るっていえば3月末から4月ぐらいですので、ぜひそれを持って行って鶏ふんと混ぜて、それでやってみたらいかがでしょうということはお話をしました。でも、その肥料化するシステムでどのくらい消化できるかというのは、残念ながらまだ話していません。それができるのであれば、また坂本養鶏さんがその残渣がぜひとも、例えばいい肥料ができるので欲しいということになれば、また考え方は変わるとは思いますけれども、ただ当面私はやはり漁業者が、ホタテ養殖事業者が安心してともかく操業できると、それから処理費がともかく安くあがること、この2つが最大の目標目的だわけでございまして、私としては村で責任をとってきちっと建築してやるということが一番大事なことだと思っています。タイアップすることは、もうこれはやってみて、お互いに研究してみるということが非常に大事だということは確かでございますので、坂本養鶏さんとお話を、また進めてみたいと思います。以上です。

○藤田委員長 久慈委員。

○久慈委員 今私の質問に対して村長のほうからタイアップは必要で、今後進めていきたいという回答でしたので、それはいい方向に進めていけたら、箱モノとかそういうのを

こしらえなくても済むのであれば、当然村長がおっしゃられるように低コストで済むわけですから、その方向で動いていただきたいと思います。箱モノは後でもこしらえようと思えば幾らでも建設は可能でございますので、まず箱モノをこしらえてかかる経費と管理費等が毎年発生していくわけですけれども、そういうものができるだけ低コストで済むのであれば、それにこしたことはないと思いますので、ぜひお願いいたします。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。山館委員。

○山館委員 57ページの農業委員会の関係についてお伺いいたします。

ことしも農業委員会の改選時期に当たるわけでした、3年前から農業委員会の改選時に村長のほうから、古川村長のほうから定数削減の提案がされまして、それは否決された経緯がございます。私も当時農業委員で、余り急で、急の通達でございましたので、否決のほうに回りましたけれども、その後3年たって、また定数そのままの状態で今回また選挙を迎えるということになります。その後、農業委員会の中で、この定数の問題については、委員会で検討しながら今後の対応をしたいという当時の考えでありましたけれども、その後何の進展もなく、今回また農業委員会の選挙ということ、定数そのままの選挙ということになるのかどうか。そのことを委員会では全然話し合われてないのか、今後どういう対応をしていきたいのか、委員会の立場、また委員会のこれからの定数の問題についての村長の考えと両方から答弁お願いします。

○藤田委員長 農業委員会事務長。

○大川農業委員会事務局長 前回のその問題出た後、現在まで定数の話は農業委員会では話し合われておりません。以上です。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 前回の選挙の前に、この定数の削減の問題が出ました。その後、委員会で話するように私も記憶はしておりますけれども、その後話し合われていないと思っております。私の考え方の中には多いとか少ないとかというのは、これは農業者が決めるものと、村長から、これは多いので減らすということ提案するという事は、私はないと思います。確かに条例の提案権は村長にあるわけでございますので、提案権を持っている村長がそれを決めるべきだという意見もありますでしょうけれども、やはり関係者がそれを決めるべき問題だと。今回、例えば定数をどうしますかということで村長から問題を投げかけるということも必要だったのかもしれない。皆さんご承知かどうか

かりませんが、現在、農業委員会の見直しということで学識経験者ですか、何かそういうのを入れた委員会をつくるようになっていきます。それと直接関係するか、それにいわば何ていうんですか、それを理由にやらなかったのかということではないです。現在のままでいって、そこの次の農業委員会の改革が来た時点で、もう一回議論をしたほうが何回も議論するよりもいいだろうと。私の感覚では、恐らく次の3年後の委員会の選挙までには、そういう農業委員会の改革というものも出されるのではないだろうかとこの感覚であります。ですので、今回、私は無理に議論を出さないほうがいいというふうを考えてます。以上です。

○藤田委員長 山館委員。

○山館委員 この農業委員会の委員の定数については、議員も議会の定数も2度、3度ほど削減してきたわけですが、農業委員会は実は全く手つけてきてないわけですよ。改革が全くなかったはずですよ。その関係でやっぱり農業委員会もそういうところからほかの町村でもほとんど定数を削減したり報酬を下げたりして改革はしてきているわけですが、蓬田の農業委員会だけは全く手つけてきてないように私は承知していますけれども、やはりこれからそういう自らですね、そういう改革をしていくという姿勢を、これから植えつけていかなきゃならないと。それはやっぱり村長の裁量もあるだろうし、皆さんの担当課のあれもあるだろうし、やはりその辺を、これから改革を求めたいと思いますので、これからよろしくその辺を承知していただくようお願いしたいと思います。終わります。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。木村委員。

○木村委員 64ページ、19節のホタテの養殖の共済加入事業補助金188万円ですか、これ昨年から見れば56万円ほどふえております。この共済保険の加入者がふえているのか、それとも蓬田の漁協では加入していない人もあるのか、その辺伺います。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 56万円の増については、総額で2,200万ほど保険に入っております。そのうち国庫補助が1,300万、まず60%、村が188万で8%、漁協負担が16%で376万、漁業者負担が14%、330万、そういう割合で一応加入しております。

ただ、全漁業者加入、ちょっと確認しておりませんので、ご了承願います。以上です。

○藤田委員長 木村委員。

○木村委員 私、3年ほど前ですか、浅虫のホタテセンターありますね。あそこで視察に

行って、あそこのセンター長から伺ったのですけれども、平内町ではかなりの数のホタテの養殖漁師がいるわけで、その保険を推進、その当時、保険に全員加入しているそうです。というのは、組合で一生懸命PRしてやっているわけですから、全員、その組合の養殖している漁師が全員加入すれば保険の掛金が大幅安くなるというふうなことを伺ってまいりました。蓬田村の漁師は非常に夏の高温で非常に経済的に打撃を今受けたわけでありまして。恐らくもう50軒を切って、今40何軒あるのかなと。私もはっきりわかりません。できればそういうふうな情報をキャッチして漁業組合等にアドバイスしてあげたらいいのではないかなというふうに感じております。答弁は結構です。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

次に、教育費で75ページから92ページまでの質疑を行います。（発言者あり）済みませんでした。抜かしました。（「67ページから」の声あり）済みませんでした。

次に、土木費、消防費で67ページから75ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。木村委員。

○木村委員 71ページ、8款の2項19節融雪施設管理運営費補助金33万6,000円、昨年から出しております。これについて私は以前も質問何回かしてきました。今現在中沢地区に3万6,000円、そして蓬田地区に10万円、郷沢地区に15万円、そして今新しくできた長科地区に5万円、総電気料の3分の1補助するというふうなあれで現在きているわけでありまして。各地区補助金がばらばら、ばらばらというか違うわけでありまして。

そして私は、ここいつも思うわけですが、ことしは雪が例年から見れば少なかったわけですが。しかし、皆さんも感じていることだと思いますけれども、阿弥陀川地区や瀬辺地地区、あるいは広瀬地区、非常に道路の幅が狭くなって自動車が交差できないところがいっぱいありました。この280号、国道なわけで、非常に役場へ来るお客さん、あるいは他町村の人たち、朝通勤している人たち、いろんな人が通るわけでありまして。そしてこの道路を管理している住民は朝早くから作業して、あるいは日中暇をみて作業をして道路の幅員を確保しているわけでありまして。その恩恵にあずかっているのは、ここを通る住民、他町村の住民、いろんな人たちが恩恵をこうむっているというふうに私は思います。今現在電気料3分の1、役場で補助してくれてありがたいというふうに思っているわけですが、この地区住民が作業して、朝早く作業して、そしてその電気料も自分たちで負担しているということを考えたとき、私は余りにも酷なのではないかなというふうに思っています。道路の幅員を確保して、そしてここを通勤する人たち

に便宜を図ってるわけでありますので、これは本来国あるいは国から委託されている市町村等がこの道路を管理するべきものではないかなというふうに感じております。この電気料も蓬田地区では月30万円ほどかかっています。3カ月で30万ほどかかっています。ですから、この電気料全額負担してもいいのではないかなというふうに感じております。その辺の考え方について村長あるいは担当者に伺いたいと思います。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 融雪溝の電気料につきましては、各自治会からもいろいろお願いがございました。それで実績のですね、3分の1をお願いしたいと、まずお願いされてですね、それで補助してきた経緯がございます。

それで、まずこの電気料の問題なのですけれども、そもそもこの融雪溝を設置するとき、県のほうに陳情して実施するときにはですね、各自治会と県と村で協定書結んでおります。その融雪溝をお願いする段階で、各自治会でいろいろお願いして、電気料とそういうのは自治会でもつというふうなことで進めてきたわけでございますけれども、今委員おっしゃるように去年のあの大雪見ますと、私もいろいろ見てあるいたのですけれども、一生懸命やっていると。除雪をしている方々大変だと思います。確かに全額というのも、前にも言われていろいろ検討はしたのですけれども、ただ各自治会でお願いされてですね、3分の1を補助すると決めて出発して、まだ1年しかたっていないわけですので、すぐじゃこうしようということもなかなかちょっと今の段階では私も判断はできませんけれども、我が村は雪国で大変な状況です。また、国道の周りの方々もいろいろ高齢になってきております。一生懸命やればやるほど電気料がかかるわけです。これからは阿弥陀川地区、そしてまた広瀬、瀬辺地地区がまた、今瀬辺地地区やっておりますし、我々も県のほうにお願いして、何とか早目に実施していただきたい。

ただ、やればやるほど電気料かかります。これは何ていいましょうか、いろんな、一生懸命きれいにすればするほど電気料がかかるということですので、ただ、まだ補助については自治会からお願いされてですね、今4地区の分ですね、まだこれ時間も余りたっていないので、いきなりまたこれが全額となれば、またいろいろまた問題があるかもしれませんけれども、状況判断をして、総合的に対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 この電気料の問題はこれから将来その施設があつて雪が降らなくなるわけじ

やないので、毎年この問題は出てきます。私の考えの中ではやはりこれが発生しないような融雪システムをつくるのが本当は理想的なのだろうということがあるわけですが、これをつくるのはいかんせん県なわけでございまして、県は工事費を安くするにはどうするかという観点から工事を進めます。とすれば、やはり電気料という負担というのは、実は電気料の負担のほうが工事費よりもすごく安い問題ですね。ですので、県では電気料は各自負担させてもらって私たちが工事をやりますという、その裏の側がやっていると私は思っています。

ところが、今おっしゃる、木村委員おっしゃるように毎年30万ずつ、私は払うのが大変なんじゃなくて、それを集めたり何だりする、そちらの作業のほうと住民とのトラブルの問題、要するに私、お金払って何でほかの人のために道路やらなきゃいけないのかというような意識の問題が、当然ついて回るものだと思います。今すぐ当初予算を変えてまで全額というか、あるいは2分の1とかという、私はその気はありませんが、これは検討するに値するというふうには思っています。そのときはまたそのときで考えたいと思います。今回は、この辺で答弁させていただきます。

○藤田委員長 木村委員。

○木村委員 補助金は電気料とそして中沢、それから長科地区、水道の水を使用していますので、非常に電気料が安く上がっているわけです。うまい方法でやれば、水源があれば電気料そんなにかからないわけですが、郷沢地区は3分の1、45万円ほどかかっているみたいです。蓬田は30万ですが、ただ水源がない場合、広瀬地区の場合は水源がきっとあるのではないかなと思います。そんなにかからないのではないかなと思います。冬、12月、まあ12、1、2、3カ月間のことであります。特に雪が降って道路が狭くなれば、それを利用する人たちがみな不便な思いをするわけでありしますので、ひとつ前向きに考えていただきたいというふうに思います。

それから、22節の融雪、排雪物の破損補償費、ことし50万円見えています。24年度の決算では162万1,000円ほどかかっています。25年度はまだわかりません。ことしの状況はまだ多分わからない、把握できないと思いますけれども、24年度の決算で160何万円も破損されているわけで、ことし50万円見えていますけれども、今までの状況、25年度の状況はどういうふうな状況になっているのか、もしわかっておりましたらお知らせ願いたいと思います。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 25年度の状況はですね、調査をさせております。今その段階です。ちょっと細かい数字はちょっと見ていませんけれども、恐らく100万ぐらいはいつているのかなという気はしております。細かい数字はちょっと今調査中です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

次に、教育費で75ページから92ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。

次に、92ページ、災害復旧費から予備費までの質疑を行います。質問ありませんか。

以上で、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。坂本委員。

○坂本委員 毎年予算には反対しているわけですが、その大きな理由は皆さん聞き飽きていると思いますけれども、去年はやらなかったので述べます。

村長がかわって国保税の問題、後でもう一回質問いたしますけれども、今回繰入金で4,300万と国保会計では出ているわけですが、これは赤字分についての繰ということに理解しています。それから、あと職員の給料等もあります。私が言っているのは国保税がやはり高いということは前から言って、それが決算で滞納がたくさんふえているということにあらわれているわけです。行政の仕事というのは住民の暮らしをいかに守るかということが一番重点を置かなきゃいけない、住民の苦しみを除くというのが行政の本来の仕事でありますので、こういう高くて払えないという国保の問題もやはり幾らかでも下げて負担を軽くするというためには赤字分以外の繰、一般会計からやるというのが筋ではないかと思うわけですが、こういうのも余り村長のほうからはよい返事がないわけで、賛成するわけにはいきませんので、今回もまた反対いたします。以上です。

○藤田委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第13号平成26年度蓬田村一般会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。坂本委員。

○坂本委員 2点ほどあります。

1点は、消費税を考慮しないということになればその分材料費が多く予算見ていると思いますけれども、事実なのか。

あと、もう一つは前の放射能の関係で機械を導入のことを言ったわけです。皆さん福島原発で汚染水が大量に海に放出されているということから魚介類の放射能汚染が私は心配なわけですが、そういう報道というのは一切されていないわけですが、魚というのは回遊してどこからどう泳いでくるのか全く我々はわからないわけですが、それをやはり子供たちに知らない間に放射能で汚染された海産物を食べさせるということは、我々大人はもうあと何年も生きられないけれども、子供たちはこれからあと何十年も生きるわけで、そういう子供たちのことを考えると、もうちょっと厳しく放射能のことを調査して、一つでも入っていたら食べさせないということが大事ではないかと思うので、検査を厳しくすることはできないか、そのことを答弁お願いしたいと思います。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 消費税の関係ですけれども、蓬田は小学校で230円、1食、それから中学校は270円で提供しています。それで栄養士とも話して5%から8%だと今の予算で賄えると、余裕があるということです。というのは、やはり米を買わない、御飯を買わなくて済む、その割合が結構多いです。例えば、外ヶ浜とか他町村では小学校260円、それから中学校290円でやっているのですが、御飯の部分が中学校で70円ぐらい、それから小学校で50円から60円、そのぐらい占めるわけです。その分蓬田は御飯持参して行っているものですから、結構おかずのほうに回せる、やりくりできるということです。それで今回の8%は見送って次の10%ですか、そのときは少し、もう一回検討しましょうという形で進めています。

それから、もう一つ放射能ですけれども、放射能を調べる器械でほとんど毎日調べています。そして今のところ一回も50デシベルとか、単位ちょっとあれなのですが、0.何ぼという数字しか出てきません。50になると食材をとめて提供しないことにしています。今のところ放射能は出ていません。以上です。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 消費税の関係でいくと今の答弁からいくと理屈に合わないわけですよ。だって御飯を提供してないから消費税3%値上げしても大丈夫だということになれば、御飯は前から提供してないわけです。物価が3%上がるというのはもうわかっているわけ

で、それでもなおやれるということは今までじゃ何してたのだということになっちゃうわけで、どう考えても3%分は食材を減らさないといけないという答弁になるわけですよ。それができるといふことになれば今までは水増ししていたのかというふうになっちゃうわけですので、もうちょっとわかりやすくやらないと、今までは多く取っていたということになってしまいますよ。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 多く取っていたとなればちょっとあれなんですけれども、他の町村と比べるとおかずの数、量多いです。ただ、それがカロリー計算して多くカロリー取らせているのじゃないかととられると、それもまた困るわけで、多くしたからってカロリーが高いわけではない。食材をバラエティーに出している。その中で3%上げればいいんじゃないかなとなれば、それはそれでいいんですけれども、ただ、今のところは地元の野菜とかそういうのをうまく使いながら、そんなに消費税は響いてこないということで、やれそうだという、そういう段階で栄養士と話をしています。そういうふうに……。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 さっきの消費税の問題で、放射能はいいですけれども、消費税の問題で御飯のことを言われたので、あした一般質問でこの御飯のことを聞こうと思っているのに先制パンチをくらってしまったので非常にやりにくいわけですよ。御飯の問題はまああしたやるわけですが、きょうはやりませんが、ここでやっちゃうとあした質問できなくなるので……（発言者あり）1つだけ、じゃお聞きします。

この御飯給食については、前の教育長は非常に支持していたわけですが、父兄の皆さんはどのように思っているのか、子供たちに温かい御飯を食べさせてあげたいという、私は外野ですけれども、気持ちとは裏腹に安けりゃいいと、そういうことなのでしょうか。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 前々回の話でも教育長親として弁当を愛情弁当をとる感じもしゃべりましたけれども、ただ学校のほうには問い合わせしました。そして学校のほうでも父兄と話して、それで御飯を有料で温かい御飯を提供すればどうかという話までいったのですけれども、ただそれが御飯、みな米を持ってきて、それを炊いてというふうにはいかないので御飯は学校給食会から買うことになります。例えば農協から買うとか、そういう形になりますので、どうしても御飯代はかかるわけです。そういう話になったときに、

蓬田村は上磯の米蔵ってしゃべられているぐらいで米は売るぐらいある。各家庭で。ですから買ってまでは食べさせたくない、自分たちの米を持っていかせませうというのが父兄の意見でありました。ということで……。 (発言者あり)

○藤田委員長 この続きは、あしたにしたらどうですか。

ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第14号平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第15号平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第16号平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号平成26年度蓬田村介護保険特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第17号平成26年度蓬田村介護保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。木村委員。

○木村委員 今現在グリーンタウンに鉄道公団ですか、プライムの事務所建設されているようではありますが、あの扱いはどのようになっているのか伺います。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 あそこには鹿島JVが入っております。そしてあその2区画は油川の

マツダ、マツダでしたか、今回だかなんだか、そこの2区画でございまして、現在鹿島の所長と向こうの理事者、理事の方、理事者とお話をして、契約をして借りております。

(「わかりました」の声あり)

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第18号平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。坂本委員。

○坂本委員 この後期高齢者医療制度については、できた当時から私けしからんということと賛成してこなかったもので、今さら理由を言う必要はないと思いますけれども、一応反対ということをお願いします。

○藤田委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第19号平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これをもって、予算特別委委員を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時36分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

予算特別委員長